

<実践報告>

家族を主題とする法教育の授業実践
 —老親の扶養をめぐる模擬審判授業の構想と実践—

武井正樹 信州大学教育学部附属長野中学校
 木村秀徳 信州大学大学院教育学研究科
 常盤直樹 信濃毎日新聞社
 関 良徳 信州大学学術研究院教育学系

Creating Lessons for Law-Related Education on the Subject of Family :
 A Mock Trial Lesson Plan on Support for Aging Parents

TAKEI Masaki: Nagano Junior High School Attached to Faculty of Education,
 Shinshu University

KIMURA Hidenori: Graduate School of Education, Shinshu University

TOKIWA Naoki: The Shinano Mainichi Shimbun

SEKI Yoshinori: Institute of Education, Shinshu University

研究の目的	本研究の目的は、少子高齢化社会において多様化する「家族」の形態や価値観を生徒が多角的に理解できるような「家族」を主題とする模擬審判形式の法教育授業を構想し、実践することである。
キーワード	家族 法教育 少子高齢化 中学校社会科 模擬審判
実践の目的	中学校社会科公民的分野における新たな法教育授業の開発
実践者名	第一著者と同じ
対象者	信州大学教育学部附属長野中学校3年次（40名）
実践期間	2019年9月
実践研究の方法と経過	① 中学校社会科公民的分野における「家族」の取り扱いに関する考察 ② 「家族」を主題とする模擬審判形式での法教育授業の構想と実践 ③ 授業実践後における生徒の「家族」理解の変容及び多角化の検証
実践から得られた知見・提言	①少子高齢化の問題を老親の扶養という身近なテーマに引き寄せ、模擬審判形式の授業として提供することで、生徒が少子高齢化を自分事として捉え、主体的に家族の問題を考察する姿が明らかとなった。 ②模擬審判では、生徒たちは「公正」の観点を重視した解決を導く傾向にあるが、弁護士の協力の下、的確な解説により「効率」という観点の重要性も示すことで、視点の多様化・多角化を生徒に促すことができた。

1. はじめに —— 学習指導要領における本研究の位置付け

平成元年度版以降の中学校学習指導要領（社会科）では、家族を取り扱う場合、家族の機能そのものを直接的に扱うのではなく、家族を社会集団の一つとして捉え、現代社会の諸課題を考える過程で間接的に家族を扱うという特徴が見られる（常盤，関 2020：p.187）。これにしたがい、本研究も「家族を社会集団の一つとして捉え、社会問題を考察する」という観点から家族・家族法を扱った法教育授業を構想する。『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)』では、家族を通して現代社会の諸問題を捉える主題として「少子高齢化」が挙げられている。これについて、『中学校学習指導要領(平成 29 年告示)』大項目「A 私たちと現代社会」では以下のように説明される。

この大項目は、現代社会の特色や、現代社会における文化の意義や影響を理解できるようにするとともに、現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みについて、具体的な社会生活と関連付けるなどして理解できるようにし、以後の政治、経済、国際社会の学習の導入とすることを主なねらいとしている（文部科学省 2017：p.132）。

この大項目によって示されたねらいにもとづき、「(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色」及び「(2) 現代社会を捉える枠組み」の二つの中項目が設定されている。中項目(1)では、「少子高齢化」に関する学習が設定されている。また、中項目(2)の役割については、次のように説明されている。

この中項目は、よりよい決定の仕方とはどのようなものか、契約とはどのようなものか、なぜきまりが作られるのか、私たちにとってきまりとは何だろうか、といったきまりの意義などに関する理解を基に考察し、表現することができる適切な問いを設け、それらの課題を追究したり解決したりする活動を通して、現代社会を捉え、考察、構想する際に働かせる概念的な枠組みの基盤として対立と合意、効率と公正などについて理解できるようにするとともに、内容 B 以下の公民的分野の学習で扱う現代の社会的事象について関心を高め、課題を意欲的に追究する態度を育成することを主なねらいとしている（文部科学省 2017：pp.138-139）。

このように、中項目(2)では「きまり」に関する学習内容が設定されている。また、大項目 A 以降も円滑に学習するために、中項目(1)、(2)については「この順で扱う必要がある」（文部科学省 2017：p.133）とされている。そこで、中項目(1)で学習した「少子高齢化」の内容を踏まえ、「少子高齢化」に関わる家族法を主題とする法教育授業を中項目(2)として実践するのが望ましいと考えられる。法教育に関わる授業のモデルとして、法教育研究会（法務省）では、①ルールづくり－法やルールの基本となる考え方を学ぶ、②私法と消費者保護－契約を通じて私的自治の考え方を学ぶ、③憲法の意義－憲法及び立

憲主義の意義を生活に関連付けて学ぶ、④司法一裁判が果たす役割を学ぶ、の4つが提案されている（法教育研究会 2005：pp.18-19）。本研究では、家族の形態や価値観を多角的に理解するための生徒間の話し合いを重視し、「模擬審判（裁判）」を中心としたディスカッション形式の授業（法教育研究会の授業モデルでは「④司法」に該当）を考案した。

さらに、この授業では家族観の歴史的変遷も踏まえ、大家族から核家族へと向かう家族の近代化がもたらした老親の扶養・介護という現代的課題を主題としてとり上げた。これにより、戦後の憲法と家族法が前提としてきた「個人の尊重」という基本的な理念が、少子高齢化する現代社会において矛盾を抱え込んでしまっているという観点も生徒に示すことができるであろう。すなわち、この授業では「家族を重視した家族観」と「個人を重視した家族観」という現代において対立する二つの家族観を生徒たちが理解し、考察するよう促すことが可能となる。本授業の構想では、家族をめぐる歴史と価値を踏まえた多角的な家族観を前提として授業設計を試みた。それゆえ、この授業では多面的・多角的な視点を踏まえ、生徒自身が自らの立脚点を主体的かつ省察的に捉えることが期待される。

2. 家族を主題とする法教育授業の構想

2.1 中学校社会科公民的分野における本研究の位置付け

中学3年生の公民的分野の学習は、グローバル化や情報社会、少子高齢社会の進展等を通じて、多様な価値観が尊重される自由で民主的な現代社会の特色を概観することから始まる。それは古くからの地縁的、血縁的関係の強かった日本社会の中に、「個」を尊重する社会の到来とそれに伴う問題や自己責任の増大を生徒たちに想起させる。また、多様な価値観や利害関係が複雑に絡み合った現代社会では競争や対立が多く生まれている。地理的分野及び歴史的分野の学習では、生徒が事象に関連づけ、知識の構造化を図りながら社会的事象の意味や意義について多面的・多角的に考察できる力の育成に重点が置かれる。

それらを基盤としながら、中学3年生となる生徒には、社会問題を解決し、より良い社会を目指そうとする社会参画の力を培う必要がある。そのためには他者と関わり合う学習が不可欠である。本授業実践の対象となる学級の生徒たちは、社会的事象に対する関心・意欲が高く、社会問題に対して熱心に追究する姿勢が見られる。それゆえ、個々の生徒が考えを深めるプロセスを大切にしながらも、学級での学び合いを通じて、自分だけでは気づくことのできなかつた視点や考え方を知り、皆で思考を練り上げていく学習を大切にする授業の構想が求められている。

これを受け、本授業の構想では、身近な問題の解決を考える中で、社会生活における対立と話し合いによる合意形成の重要性について理解を促す。さらにその合意が妥当なものであるか否かの判断を通して、「対立と合意」、「公正と効率」といった社会の枠組みを把握し、社会に対する見方・考え方を高めることがねらいとなる。この部分については前述の学習指導要領でも述べられており、今後の公民的分野の学習を進めるうえで欠くことのできない政治的・経済的原理を理解する単元である。私たちは、家族、学校、地域社会など

様々な社会集団の中で生活し、その中では多様な考えから多くの対立が生まれている。その対立を話し合いにより解決し、社会生活を円滑にするために互いの合意にもとづいてルールを作って生活している。皆で合意したルールである以上、そこには守る義務も生じ、状況に応じて変更することも必要である。このような合意にもとづくルールにより安心して安全な生活が営まれていることは、社会の不可欠な要素として理解されなければならない。

しかし、「ルールとはこういうものだ・・・」と、教えるだけでそのような考えが身につくわけではない。なぜルールが必要なのかという点にまで遡って、問題解決的に学習を積み重ねていくことが必要である。そして、対立から合意に至りルールが形成される過程や、内容が妥当であるか判断することが社会的な見方や考え方を高めることにつながる。その際の判断の基準としては「公正」と「効率」が有用である。ルールが形成される過程やルールの内容が公正であるかどうか、社会全体で無駄を減らし利益を上げることができるか、という両面からの検討が求められる。「効率」を求めるあまり「公正」を欠くきまりは望ましくない。しかし「公正」のみを追求し「効率」を無視したきまりも良いきまりとはいえない。「公正」と「効率」が矛盾する場合も少なくないが、これらの妥協点を探りながら集団としての合意点を導くことが重要である。

中学校社会科公民的分野の導入として位置づけられる「少子高齢化」の問題は、身近なテーマでありながら、家族を取り巻く多様な価値観の中で対立を生み出し、扶養や介護等の具体的な場面でのきまりやルールが実際に求められている。この問題を「公正」や「効率」という観点から解決へ導こうとする生徒たちの取り組みは、年金問題を含む社会保障制度の学習や憲法学習における生存権の理解にも資するものであり、より発展的な課題への主体的な学びを促すことになると考えられる。

2.2 本研究で扱う事例

本研究では、老親の扶養に関わる事例（広島家裁平成2年9月1日審判（家月43巻2号162頁））をとり上げる。この事例の内容は以下のとおりである。

申立人 $X_1 \cdot X_2$ （以下「 X ら」という場合もある）は、老齢の夫婦である。夫 X_1 は、脳卒中に倒れて以来病床にあり、月額14万円の厚生年金を受け取っている。妻 X_2 は、 X_1 の看病に付ききりであるが、自らも病気がちであり、次第に夫の世話や家事が負担になってきている。収入としては月額1万円の老齢年金を受け取るのみである。これに対して、支出は、家賃（月額8万円）、食料費（月額6万円）のほか、リハビリなどの医療関係の雑費（月額4万1000円）、週2回の家政婦の費用（月額4万円）などが必要となり、その他の費用を合計すると月額35万1000円である。

相手方 Y （審判当時48歳）は、 $X_1 \cdot X_2$ 夫婦の長男であるが、開業医をしており昭和61（1986）年度の所得総額は約3400万円、1987年当時の所得総額から税金・各種保険費用を控除した額は1330万円（月約110万円）である。参加人 A （審判当時46歳）は、 $X_1 \cdot X_2$ 夫婦の長女であり、特別養護老人ホームの園長をするとともに、そのホーム

の世話団体である社会福祉法人の業務を担当し、月収 24 万～25 万円を得ている。A は、X らの生活するマンションの家賃（月額 8 万円）を負担するとともに、月 5 万円の送金をし、月 2～3 回程度見舞っている。

Y と X らは、1971 年に Y が婚姻した際に X らが反対したことで疎遠になっており、行き来はほとんどない状態である。Y は、1977 年の医院の開業以来、月 5 万円の扶養料を X らに支払っていた。もっとも、X₁ は、1966 年に A の婚姻の際に X₁ の唯一の財産である土地甲を A に贈与し、1980 年に甲の所有名義を A に変えていた。その後、Y はこの事実を知り、X らに釈明を求めたがはっきりとした返事はもらえなかったため、1983 年 7 月以降送金をやめている。そこで、1984 年、X らは、Y に扶養を求めるため家庭裁判所に調停を申し立てた。しかし、調停は不調に終わり、審判に移行した。

（青竹，金子，幡野 2017 : p.57）

この事例では、X らは 35 万 1000 円の生活費が必要になるのに対し、収入は 15 万円である。それゆえ、その不足分 20 万 1000 円を誰がいくら負担すべきかが問題となる。この事例を授業で扱うことで、誰がいくら負担すべきかを考えるために、生徒たちの家族に対する主観的な考えだけでなく、X ら、Y、A の関係性を、給与額や土地財産、親に対する扶養義務など、様々な要素から考えることが必要となる。さらに、高齢化が進む現代社会において、地域社会の助け合いや年金制度などの公的扶助制度・社会保障制度の充実といった教科書上の「少子高齢化」の扱いだけでなく、高齢者の生活を家族の誰が支えるべきかといった家族内の関係を考えるきっかけとなり、家族に関わる価値観について多様な見方・考え方を養うことができる。

3. 家族を主題とする法教育授業の単元構想と展開

3.1 単元構想のねらい

この単元では、生徒たちが近い将来向き合うことになる課題としての「老親の扶養」を事例としてとり上げ、そこでの課題を解決するために、生徒たち自身の主張にもとづく討論を促し、社会のルールと照らし合わせることで合意形成を導きたいと考えている。生徒たちはそれぞれの思いがある中で、本事例の審判文を作成・発表して討論を行うことにより「対立と合意」、「公正と効率」といった社会の枠組みについて理解する。身近なところで今後も起こりうる事象を知的に分析し考えるという今回の単元構想は、これから公民的分野において政治と経済を学ぶ生徒たちにとって適切な知的訓練の場になると考えられる。

3.2 実証単元の指導計画

(1) 単元名・学年（時間） 「これからの家族の姿とは」・3 年（4 時間扱い）

(2) 単元の目標

ア 知識・技能

①現代の家族が抱えている課題と、それを解決するための物事の決定の仕方、きまり

の意義と、現代社会を捉える見方や考え方の基礎としての対立と合意、効率と公正などについて理解し、その知識を身に付けている。

イ 思考・判断・表現

②「広島家裁平成2年9月1日審判（家月43巻2号162頁）」に関わる資料を適切に読み取ったり、図表にまとめたりすることができる。

③実際に親族間で起こった家族をめぐる紛争事例について複数の立場から解釈して判断し、その過程や結果を分かりやすく伝えることができる。

ウ 主体的に学習に取り組む態度

④現代の家族が抱える課題と、それに関わって実際に起きた家事事件の審判について関心を持ち、自分事として捉え、意欲的に追究することができる。

(3) 単元の評価規準

表1 単元の評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
①現代の家族が抱えている課題と、それを解決するための物事の決定の仕方、きまりの意義と、現代社会を捉える見方や考え方の基礎としての対立と合意、効率と公正などについて理解し、その知識を身に付けている。	②広島家裁平成2年9月1日審判に関わる資料を適切に読み取ったり、図表にまとめたりしている。 ③実際に親族間で起こった紛争事例について複数の立場から解釈して判断し、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現している。	④現代の家族が抱える課題と、それに関わって実際に起きた家事事件の審判について関心を持ち、自分事として捉え、意欲的に追究している。

(4) 単元展開

表2 単元展開

段階	学習活動	◇教師の指導・援助 ◆予想される生徒の意識	○評価規準 ※評価方法	時間
	学習問題:なぜ、現代の家族は多様化が進んでいるのだろうか。			
導入	1 社会集団の中で生きる私たち	◇我々は家族をはじめとする社会集団の中で、どのような関わりを持ちながら生活しているのかを考えるように促す。 ◇前単元で学習した「少子高齢化」や「家族の多様化」によって、地域社会との繋がりが重視されてきたことを読み取る資料を提示する。 ◆家族や地域共同体など、社会に複数存在する社会集団は、それぞれが相互に関連しあって活動していることが分かった。	④現代の家族が抱えている様々な課題について関心を持ち意欲的に追究している。 ①家族が抱えている課題の原因やその課題解決に向けた社会的取り組みについて理解している。	1

追 究	2 親の扶養について考えてみよう	<p>学習問題：親の扶養の公平な分担とはどのようなものだろうか。</p> <p>◇実際に親族間で起こった家族をめぐる紛争事例（「広島家裁平成2年9月1日審判（家月43巻2号162頁）」）を示し、年老いた親の扶養という問題について、民法上の扶養義務を踏まえて説明する。</p> <p>◆法律で親を扶養する義務が定められていることが分かった。</p> <p>◆家族が多様化することで、親の扶養や介護が難しくなることは、将来の大きな課題になる。</p> <p>◇グループ内で、生徒を原告(X)側と被告(Y)側に分け、それぞれの立場を理解し、実際の審判のように主張するよう促す。</p> <p>◆原告と被告双方の立場から考え主張することで、審判の論点と互いが主張したい内容が明確になった。</p>	<p>①実際に親族間で起こった家族をめぐる紛争事例に関心を持ち、意欲的に参加している。</p> <p>②複数の立場からの意見について考察し、意見を伝えている。</p> <p>※発言内容から</p> <p>③事例に関する資料を適切に読み取り、図表にまとめることができる。</p> <p>※ワークシートの記述から</p>	1
	3 裁判官として審判してみよう	<p>学習問題：親の扶養の公平な分担とはどのようなものだろうか。</p> <p>◇自分たちなりの審判を組み立て、グループ内で発表するよう促す。その際、審判の違いがどこに現れているかに着目させる。</p> <p>◆民法で親を扶養する義務があるのだから、Yは少しは扶養すべき。</p> <p>◆親と子の関係が疎遠になり、相続もなされていないのだから、扶養する必要はない。</p>	<p>②実際に親族間で起こった家族をめぐる紛争事例について、多面的・多角的に考察したうえで判断し、考えをまとめ、伝えている。</p> <p>※ワークシートの記述から</p>	1
まとめ	4 家族の課題－その解決に向けて	<p>学習問題：親の扶養の公平な分担とはどのようなものだろうか。</p> <p>◇「広島家裁平成2年9月1日審判（家月43巻2号162頁）」の審判文を提示し、どの部分が審判に影響を与えたのかを説明するとともに、少子高齢化と家族が抱える課題について考えるよう促す。</p> <p>◆少子高齢化の対応策は、地域の支援ばかりに頼るのではなく、家族の支援も必要。</p> <p>◆家族が多様化しているからこそ、家族だけでは年老いた親の扶養や介護をするのは難しいことが分かった。地域社会の関係や社会保障の見直しが大切だということも分かった。</p>	<p>③実際に親族間で起こった紛争事例について複数の立場から解釈して判断し、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現している。</p>	1 本時

3.3 本時の展開

(1) 主眼

裁判長の立場に立って、各グループで考えた「広島家裁平成2年9月1日審判（家月43巻2号162頁）」の審判を発表する場面で、家族間の扶養の公平な分担に着目し、各自で

考えた審判と比較しながら友と意見交換したり、実際の審判文と比較したりすることを通して、公正かつ効率的な今後の扶養の在り方を考えることができる。

(2) 本時の評価規準

合意形成に向けたより公正かつ効率的な審判文を作成している。

(3) 本時の展開

表3 本時の展開

段階	学習活動	予想される生徒の反応	◇教師の指導・援助	時間	備考
問題把握	学習問題 親の扶養の公平な分担とはどのようなものだろうか。			20分	学習カード
	学習課題 家族間の扶養の公平な分担に着目して、審判文を比較しよう。				
	1 本時の学習の見通しをもつ。	ア 参考人 A もいるのだから、子どもである Y と A 2 人で援助すべきではないか。 イ やっぱり親子の繋がりはあるのだから、被告 Y も支援すべきだと思う。被告 Y も A も平等な金額で支援すべきだ。 ウ 被告 Y も A も原告(Xら)の子なのだから、どちらも扶養すべき。けれど、A は親の唯一の財産である土地を贈与されているのだから、原告 X よりも扶養額は高くすべきではないか。 エ 一般的な人より高い給料をもらっている医者 of Y は、両親である X 側を扶養する義務があると思う。 オ 親子の縁がほとんど切れてしまっているのだから、Y は X らの面倒を見る必要はない。	◇各グループで考えた審判文を、大切と考えた視点を踏まえて振り返る活動位置づける。 ◇各グループで考えた審判文を全体追究の場で発表する活動を位置づける。 ◇アやイのように Y や A による平等な金額による扶養、ウやエのように扶養に軽重をつけた意見など、分類しながら黒板に位置付ける。その際大切と考えた視点を問い返していく。 ◇全体追究の中で分かったことや改めて気付いたことがあれば学習カードに記入するように促す。		
2 全体で意見交換する。	カ Y や A が親を扶養する、しないといった結論を出す前に、原告 X 側側の生活を見直すべきではないか。もう少し節約できるとことがある。だから、Y による扶養は必要ない。	◇アやイのように Y や A による平等な金額による扶養、ウやエのように扶養に軽重をつけた意見など、分類しながら黒板に位置付ける。その際大切と考えた視点を問い返していく。 ◇全体追究の中で分かったことや改めて気付いたことがあれば学習カードに記入するように促す。			
3 弁護士より実際の審判の結果を教えよう。	キ 実際の審判の結果はどうだったのだろうか？ ク 被告 Y が 2 割、A が 8 割負担。被告 Y は医者として高い給料を受け取ってはいるが、原告 X 側側の唯一の財産である土地を受けついでいない。このことを考慮して、A の方が負担が大きくなったことが分かった。	◇キのような意見が出たところで、ゲストティーチャーの弁護士の先生に、「広島家裁 平成 2 年 9 月 1 日審判」の審判文を紹介してもらい、審判のポイントを解説していただく。質問があれば回答していただく。	10分		

ま と め	4 自 分の 審判 文や 実 際 の 審 判 文 か ら、 家 族 の 関 係 に つ い て 考 え る。	<p>ケ 医者のような高額な給料よりも、財産を受けつぐことの方が考慮されるのか。</p> <p>コ 公平な審判なのか納得がいかない。Yには医者になるまでに高額な学費がかかっているだろうし、Aは献身的な扶養をしている。いくら土地を贈与されても、月々の給与を考えるとYにもっと負担させてもよいのではないか。</p> <p>サ 現実問題を考えると、財産はあってもAの方が経済的な負担が大きく、ゆくゆくは贈与された土地も手放さなくてはならなくなるのではないか。</p> <p>シ 家族が多様化しているからこそ、家族だけでは老親の扶養や介護をするのは難しいことが分かった。地域社会の関係や社会保障の見直しが大切だということも分かった。</p> <p>ス 今後、少子高齢社会が益々進むことが考えられる中で、親の扶養や介護は厳しさを増すはずだ。個人では限界があるため、国や市町村の協力が必要だ。実際にはどんな支援が考えられるのだろう。</p>	<p>◇自分の審判文と実際の審判文を比較し、家族が抱える課題と、今後必要となる対策をグループで話し合う。</p> <p>◇ゲストティーチャーの弁護士の先生方にもアドバイスをいただくようにする。</p> <p>◇意見交換が停滞しているグループには、模擬審判で出た意見や主張をともに振り返り、意見交換の方向性を互いに考える。</p> <p>◇意見を発表する活動を位置づける。</p> <p>◇スのような意見を全体に位置付け、次時につなげる。</p>	15 分	5 分
-------------	---	--	--	---------	--------

4. 本授業実践による生徒たちの学びと新たな課題

4.1 主題としての「家族」

中学校社会科公民的分野の学習は公的な制度や政策を扱う場面が多く、日常生活から切り離された学習となってしまう危険性がある。特に「裁判」は、実生活から最も遠いところにあるテーマとも考えられるが、今回の授業では「家族」を主題とすることで、生徒たちは裁判（審判）を自分事として捉えることができた。多くの生徒のワークシートには、家族が抱える課題を解決するために日頃から親子や兄弟姉妹での話し合いの機会を増やし、家族内での考え方の共有・合意を重視するとともに、感謝の気持ちを大切にしたいとの記述が見られた。このことは、「家族」という主題を通して、生徒たちが親密な関係性の中での「対立と合意」について自分事として考えることができたことを表しており、公民的分野における「家族」という主題の重要性が再確認される結果となった。

4.2 「公正」と「効率」

生徒たちが各グループで作成した審判文では、被告Yが医師になるために原告Xらから受けた教育費やYの現在の収入、参加人AがXらから贈与された土地、Aの収入などの多様な要素が検討され、生徒たちは、Xらを扶養するための費用負担をYとAがどのように負うのが公正かという観点から結論がまとめられていた。生徒たちの審判文では、この

観点から Y の負担額を 15 万円前後と認定するものが多かった。これに対し、ゲストティーチャーとして参加された長野県弁護士会所属の弁護士から実際に広島家裁が出した審判文の解説がなされた。この解説では現状を維持することの重要性が指摘され、A が 13 万円を引き続き負担し続ける一方で、Y の負担額を 7 万円とする審判結果を聞いた TM 生は「私たちも、たくさんのことに配慮して Y の扶養料を考えたつもりだったが、裁判の結果では、現在の状態をくずさないことも大切だと聞いて、裁判によって Y の生活を変えてしまうこともだめであり、新たな視点が見えてきた。」と記述している。また TU 生は「私が扶養料を考える上で一番大切にしたいポイントとして、A の生活を楽にしていあげようと思いい、Y に負担させようとした。だが、実際の審判では現状をくずさないようにしていたのでびっくりした。「今」どうなのかが、重視されることが分かった。」と記述している。

このように、生徒たちは問題文で与えられた条件から「公正」な負担額を導き出そうと考えたが、弁護士の解説を聞いて、現状を変更することの「コスト」つまり「効率」という新たな観点を与えられることとなった。過去の経緯を反映させて現状を変更し、公正を実現することは一見すると合理的であるが、現状の変更に伴うコストの発生が当事者に予期せぬ負担をもたらしてしまうという点に気づいた生徒たちは、当事者に一層寄り添った結論とは何か、という新たな課題を得ることとなったのである。

5. おわりに

少子高齢化という中学校社会科公民的分野の導入部分に位置するテーマを引き継ぐ形で、家族を主題とする法教育授業の実践を試みるという本研究の目的は、老親の扶養という身近な問題に対して、学習指導要領が要請する「公正」と「効率」という観点を導入し、家族についての深い学びを実現することで達成された。さらに、家族の扶養義務という民法の規定と個人の尊重という憲法上の要請とをいかに両立させるかという点を踏まえながら、親族間での紛争を予防し、家族内コミュニケーションの実現に主体的に取り組もうとする意欲を生徒たちのワークシートから読み取ることができた。今後の課題は「家族を重視した家族観」と「個人を重視した家族観」という現代において対立する二つの家族観を生徒たち自身が乗り越え、少子高齢社会における家族の在り方を自分自身で考えるための手掛かりとなる、新たな授業モデルを開発することである。

文献

- 青竹美佳, 金子敬明, 幡野弘樹, 2017, 民法判例 30! ⑤親族・相続, 有斐閣
法教育研究会 (法務省), 2005, はじめての法教育—我が国における法教育の普及・発展
を目指して, ぎょうせい
文部科学省, 2017, 中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説 社会編, 東洋館出版社
常盤直樹, 関 良徳, 2020, 中学校社会科公民的分野における「家族」の位置—学習指導
要領の通時的分析を中心に, 信州大学教育学部研究論集, 14, pp.174-188
(2020 年 9 月 14 日 受付)